

規制シート(様式)

190195700350001

平成28年12月27日

規制の名称	ダム使用に対する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水管理・国土保全局 治水課長 泊 宏
規制目的	多目的ダムの建設及び管理に関し河川法の特例を定めるとともに、ダム使用权を創設し、もって多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させる。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム使用权を有する者でなければ、流水の貯留を利用してこれを電力、水道等の特定用途に供することができない。 ・ダム使用权を移転の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	多目的ダムによる流水を特定用途に供する利水者としての要件を小水力の従属発電による流水の占用の登録を受けた者にも適用拡大した。(平成25年法改正)	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	ダム使用权は、国が河川管理者として河川管理施設であるダムを総合的に管理し、公共の安全を保持することで河川の適正利用を図るために設定されるものであることから、適格性を有しない者がダム使用权者となることを防ぐ観点から、規制を維持をする必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		